2）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編　第１章　第１節　第25条　工事関係者に対する措置請求　第２項　技術者に対する措置　追－１」に示す資格を有する者。
イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
3）平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。
　なお、平成15年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。
　共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
　事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
　経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
　なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
　また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。
4）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。
⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
3　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価は、次のとおりとする。
㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）～３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）
㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）～２）及び一次審査３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）
Ⅰ　一次審査　以下の項目１）～３）における審査評価点の合計の上位15者までを選抜する。ただし、15番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。
　また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。
　以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。
１）企業の能力等（審査評価点）
①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。
②　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。
２）技術者の能力等（審査評価点）
①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。
　ただし、平成15年４月１日以降に産休育休を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
３）技術提案（具体的な施工計画）（審査評価点（加算点））　トンネルは、長期間にわたり安全な使用に耐えるものでなければならない。そのため、トンネルの品質・耐久性の向上にあたり特に配慮が必要であるので、「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。
①　トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画
○鋼製支保工は、トンネルの施工中及び完成後も地山の外力を支えてトンネルを保持し、吹付コンクリートを介して作用荷重を伝達する重要な支保構造であり、土被りが薄く偏土圧等の影響を受けやすいＤⅢａ区間なども存在するため、速やかに所定の位置へ正確に建込むよう施工に十分留意する必要がある。
Ⅱ　二次審査（選抜された者）　一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。
　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
　以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。
②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。
２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）
　トンネルは、長期間にわたり安全な使用に耐えるものでなければならない。そのため、トンネルの品質・耐久性の向上にあたり特に配慮が必要であるので、「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。
①　トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画
○トンネル掘削にあたっては、掘削面の凹凸や施工誤差等による余堀量を小さくすることで、将来的にトンネル本体の品質耐久性の向上が図られることから、施工に十分留意する必要がある。
○ロックボルト孔の施工は、ロックボルトの支保工としての性能及び効果に影響するため、トンネル壁面に直角方向に穿孔する必要がある。また箱抜き部は、既存のロックボルトを考慮し、施工にあたっては十分留意する必要がある。
○トンネルの漏水は覆工の機能や耐久性を低下させる原因となる場合が多く、施工にあたっては所定の機能確保や効果発現を得られるよう防水工の施工に十分留意する必要がある。
○インバートコンクリートは、内空変位を抑制するために必要で覆工の一部となる構造物であり、当該トンネルは強風化や未固結の層が確認されている状況のため、インバートが必要な状況である。覆工と同様に構造物の品質向上をはかるためインバートコンクリートの適切な施工（養生）に十分留意する必要がある。
⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。